



3月・4月の予定



3月

月	火	水	木	金	土	日
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10 ①	11	12	13
14	15 ②	16	17	18	19	20 春分の日
21 振替休日	22	23 サロン セミナー	24	25	26	27
28	29	30	31 ③			

4月

月	火	水	木	金	土	日
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11 ④	12	13	14	15 サロン セミナー	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29 昭和の日	30	

《3月》

- ①源泉徴収税額、特別徴収税額(2月分)の納付期限(10日)
- ②平成27年分贈与税・所得税の確定申告・納税の期限(15日まで)
- ③社会保険料、児童手当拠出金(2月分)納付期限(31日)
- ※1)1月決算法人の確定申告と納税、7月決算法人の中間(予定)申告と納税期限(→決算応当日まで)

【その他】

- ・社員の身分証明書、三六協定等、期限切れとなる文書がないかをチェックし、必要なものは更新。
- ・4月昇給実施予定の企業では、資料・情報を集め、具体的な検討の開始。
- ・新入社員の入社に伴う法定事務、社内事務については、チェックリストを使って早めに準備開始。
- ・平成26年度から適用されている、年平均1%以上の生産性を向上させる等の設備を取得した場合の即時償却及び税額控除率の上乗せ措置は、適用期限の平成28年3月31日をもって廃止。同促進税制は適用期限(平成29年3月31日取得分まで)を持って終了。注意。

《4月》

- ④源泉徴収税額、特別徴収税額(3月分)の納付期限(10日が休日のため、11日まで)
- ※2)社会保険料、児童手当拠出金(2月分)納付期限(30日が休日のため5月2日まで)
- ※3)2月決算法人の確定申告と納税、8月決算法人の中間(予定)申告と納税(→決算応当日まで)
- ※4)固定資産税(都市計画税)第1期分の納付(市町村の指定日まで)

【その他】

- ・新入社員の入社や異動は、健保と厚年について、入社・退職の日から5日以内に被保険者資格取得・喪失届を、所轄の年金事務所(または健保組合)に提出。
- ・新入社員から「扶養控除等(異動)申告書」を提出させ、賃金台帳(一人別源泉徴収簿)に税額表の適用区分などの各事項を移記する(未提出は高い税率に欄が適用されるおそれがありますので、ご注意ください。)
- ・4月1日以後から始まる事業年度の普通法人等の法人税率が23.9%から23.4%に改正。企業の税負担が軽減されます。



平成28年1月28日(木)
JSKセミナーにて「今だから笑って話せる私の失敗談」というテーマでお話しさせていただきました。失敗を乗り越えてこそ経営のおもしろさがあるという講話内容に多くのお客様に感銘を与えました。

イベント紹介



じょうの
税理士 上能 はいつでも、どこへでも出かけて行きます。

お気軽に声をかけて下さい。

また、お近くへお越しの際は、いつでもお気軽にお越し下さい。

社員一同お待ちしております。